

# 平成23年度政策の事前評価書

評価実施時期:平成22年8月

評価書公表時期:平成22年8月

政策分野名	食の安全と消費者の信頼の確保		政策分野番号	①
主担当部局庁	消費・安全局	関係部局庁	総合食料局、生産局	

政策分野の 目指すべき姿 (必要性)	食品の生産から消費に至るフードチェーン全体において安全管理の取組強化が求められている中、食の安全と消費者の信頼の確保を図る。 このため、食品の安全性の向上とフードチェーンにおける取組の拡大、食品表示の適正化の推進による食品に対する消費者の信頼の確保のための施策を行う。
内閣の重要 政策上の 位置付け	○ 食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 第3の1(1) 食の安全と消費者の信頼の確保

施策①	食品の安全性の向上とフードチェーンにおける取組の拡大					
	担当課名	消費・安全局消費・安全政策課、総合食料局食品産業企画課、生産局技術普及課				
施策の 目指すべき姿 (必要性)	「後始末より未然防止」の考え方を基本とし食品の安全性を向上させる。 このため、農業生産現場等において農産物等を汚染し、国民の健康に悪影響を及ぼすおそれのある危害要因について、実態を把握した上で適切なリスク管理 <sup>注1</sup> 措置を講じるとともに、フードチェーンにおいて、科学的知見に基づく取組等を実施する。					
目標	指標	基準値	目標値	23年度		
【①】 国産農産物等 を汚染するお それのある特 定の危害要 因について、科 学的評価に基 づき設定され た許容摂取量 を超えないレ ベルに抑制	① カドミウム <sup>注2</sup> の暫定摂取許 容量 <sup>注3</sup>	7μg/kg 体重/週 (各年度)	許容摂取 量未満 (各年度)	許容摂取 量未満		
	② ダイオキシン類 <sup>注4</sup> の暫定摂 取許容量	4pg-TEQ/ kg 体重/ 日 (各年度)	許容摂取 量未満 (各年度)	許容摂取 量未満		
【②】 フードチェー ンにおける安 全管理の取組 の強化	①-1 GAP <sup>注5</sup> 導入産地数	1,572 産地 (21年3月)	3,000 産地 (27年度)	2,500 産地		
	①-2 ガイドライン(22年4 月策定)に則したGAP導 入産地数	—	1,600 産地 (27年度)	400 産地		
	② 中小規模層(年間販売金 額1億円～50億円)の食品 製造事業者におけるHACC P導入率	16% (18年度)	50% (24年度)	42%		
	③ 生産者等における食品の 入出荷記録の保存の取組率	—	100% (27年度)	50%		

評 価	有効性	食品中のカドミウム等の危害要因についての情報収集・解析や食品の汚染実態調査を実施し、危害要因の性質や問題の発生過程等に即して、リスクに見合った安全性向上対策を策定する。さらに、食品の生産・製造段階等における生産工程管理等にこれを組み込んでいくことにより、全体の汚染レベルの低減が達成され、食品の安全性が向上する。このような取組は、食品の安全性の向上に対する有効なアプローチとして国際的な共通認識となっている。
	効率性	「後始末より未然防止」の考え方を基本に、フードチェーン全体にわたりリスク低減の取組を拡大することにより、国民の深刻な健康被害や様々な段階での経済的な損失を未然に軽減し、それらを最小限に抑えることが可能であるため、最も効率的である。 また、行政事業レビューの指摘を踏まえ、危害要因の実態調査に対応し得る分析機関を対象としたセミナーを開催し、調査参加希望者の拡大を通じた支出先選定の競争性・透明性の向上を通じ、施策効果を高めるよう努める。
	反映の方向性	引き続きリスク管理に必要なデータを収集し、得られたデータから国民の健康への影響が懸念される場合には、科学的原則に基づき具体的なリスク管理措置を検討するとともに、フードチェーンにおける取組を拡大する。

施策②	食品に対する消費者の信頼の確保					
担当課名	消費・安全局表示・規格課					
施策の 目指すべき姿 (必要性)	食品表示は、消費者が食品の内容を正確に理解し、商品を選択していく上で、判断の前提となるものである。近年、様々な食品についての不適正表示事件が発生している中、食品表示の適正化を行い、食品に対する消費者の信頼の確保を図る。 このため、不適正表示の監視・取締り、適正な表示に向けた食品事業者への指導・啓発等を推進する必要がある。					
目標	指標	基準値	目標値	23年度		
				目標値	実績値	達成度合
食品表示の遵 守状況の確実 な改善	① 生鮮食品の「原産地」の不 適正表示率	15.2 % (21年度)	10 %以下 (25年度)	—		
	② 加工食品の義務表示事項 の不適正表示率	18.4 % (20年度)	10 %以下 (25年度)	—		
評 価	有効性	食品表示の適正化のため、 ① 食品表示Gメン(地方農政局及び地方農政事務所に配置されている食品表示の監視・指導担当職員)による食品事業者への日常的な巡回を通じた不適正表示の監視 ② 食品表示ウォッチャー(行政から、買い物の機会等を利用して食品表示をモニタリングすることを委嘱された消費者)による小売店への日常的なモニタリング ③ 食品表示 110 番(農林水産省等に設置された食品の偽装表示等に関する情報受付専用電話)に寄せられる疑義情報等を端緒とした疑義事案の調査・取締り ④ 適正な表示に向けた食品事業者向けの説明会等の実施による指導・啓発等を推進することにより、不適正表示率が低下傾向にあることから、これらの取組を総合的に推進することは、食品に対する消費者の信頼の確保に有効な手法である。				
	効率性	小売店における容器包装の表示状況のモニタリングの一部は食品表示ウォッチャーを活用し、食品表示Gメンは卸売業者や製造業者への調査等を重点的に行うことは、食品表示Gメンがすべての調査を行う場合に比べて、食品表示の適正化を図る上で効率的な手法である。				
反映の方向性	不適正表示の監視・取締り、適正な表示に向けた食品事業者への指導・啓発等を推進することにより、不適正表示率が低下傾向にあることから、引き続きこれを総合的に推					

進するとともに、食品表示ウォッチャーの活用と食品表示Gメンの連携により、さらに効率的に食品表示の適正化を推進する。



<b>第三者委員会 委員の意見</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 食の安全については、今後の政策達成目標明示制度のテーマになり得るもの。消費者庁、厚生労働省など他省庁との連携も含め、十分留意しておく必要がある。(高崎委員)</li><li>・ 食品の安全については、リスクマネジメントの視点、回収後の対応等が重要。(田中委員)</li><li>・ HACCP 導入目標を販売額1～50 億円の食品製造企業にしているのは何故か。評価する際、より細かくみる必要があるのではないか。(速水委員)</li><li>・ 消費者の利用頻度が高い加工食品に対する原産地表示義務を拡大すべきではないか。それにより消費者がより国産品を選択できるようになり、信頼の確保と食料自給率の向上にもつながる。(大熊委員)</li><li>・ 食品表示Gメンや食品表示ウォッチャーがどの程度活用できたかを分析・評価する必要。(山本委員)</li><li>・ 食品表示Gメンの人選に当たっては、活動する地域に人的関係のない者が携わるよう考慮すべき。(阿部委員)</li><li>・ 表示遵守の指標については、監視、取締がどのような体制、どのくらいのコストで行われたかも勘案して評価していくべき。(高崎委員)</li><li>・ 食品の不適正表示率は、単純な間違いか、作為的な間違いかの内訳が必要ではないか。(速水委員)</li></ul>
-------------------------	--

<b>総合的評価</b>	必要性、有効性、効率性を鑑みて、予算を要求することは妥当。 食の安全と消費者の信頼の確保に向け、当施策をさらに推進していくこと。
--------------	---